

## 小豆島町空き家活用事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 空き家所有者又は物件購入者が行う家屋の改修等に要する経費に対して補助金を交付し、空き家を有効活用することにより、小豆島町への移住・定住促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 小豆島町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録している物件で一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 物件購入者 進学又は転勤以外の目的で、定住の意思を有し、当該空き家を購入しており、当該事業の完了報告時において小豆島町へ転入している者をいう。ただし、小豆郡外で3年以上在住したU I Jターン者で、補助金の交付申請した日において、当該補助金の交付対象となる物件の売買契約を締結しており、かつ売買契約締結日から2年以内の者に限る。
- (4) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。
- (5) 修繕 別表に掲げる事業内容で、住宅の機能の維持及び向上のために行う増築、改築、修繕、模様替え及び設備改善等（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反す津物を除く。）をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 空き家バンクに賃貸を目的として登録している空き家の所有者等
- (2) 物件購入者で小豆島町に転入して2年未満の者

### (交付要件)

第4条 補助金の交付要件は次に掲げる全てを満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に関して、国、県又は町から補助若しくは補償等を受けていない交付対象者
- (2) 交付対象者及びその同一世帯が属する者（以下「世帯構成員」という。）が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 世帯構成員が町税、その他の町に納付すべき金銭を滞納していないこと。
- (4) 修繕は町内事業者が施工すること。
- (5) 3親等以内の親族間での売買契約又は賃貸借契約でないこと。

### (補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象事業、補助率若しくは補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の交付は1物件につき1回とする。
- 3 補助金の額に1千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、小豆島町空き家活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは交付を決定し、小豆島町空き家活用事業交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定にあたって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が補助対象事業の内容等を変更又は中止しようとするときは、小豆島町空き家活用事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 町長は、前項の変更又は中止を承認した場合は、小豆島町空き家活用事業補助金交付決定変更・中止承認通知書(様式第4号)を補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の完了報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、事業の完了日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日(その日が小豆島町の休日を定める条例(平成18年小豆島町条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日)までに、小豆島町空き家活用事業完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると町長が認める場合にあっては、この限りではない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、交付すべき額を確定し、小豆島町空き家活用事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、小豆島町空き家活用事業補助金請求書(様式第7号)により、町長に補助金を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求を受けて補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(4) 当該事業により改修を行った空き家（以下「対象住宅」という。）を、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に取り壊し、又は売却したとき。

(5) 対象住宅入居者が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出をしたとき。ただし、対象住宅が賃貸物件である場合、対象住宅所有者が引き続き対象住宅を小豆島町空き家バンクに賃貸物件として登録する場合はこの限りでない。

2 町長は、前項の処分を決定したときは、小豆島町空き家活用事業交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する

附 則

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

補助対象事業	事業内容	補助率及び補助上限額
空き家登録事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台所、風呂、トイレの改修</li> <li>・ 内装、屋根、外壁等、家屋本体の改修</li> <li>・ 住宅設備の修理又は新設</li> <li>・ 屋内及び屋外の清掃</li> <li>・ 畳替え、襖及び障子の張替え</li> <li>・ ガラスの入れ替え など</li> </ul>	<p>補助対象経費の50万円までの全額と50万円を超えた額に2分の1を乗じた額とする。</p> <p>ただし、補助上限額は、100万円までとする。</p>